

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則 ○ 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 .....	教 職 員 課	1頁
告 示 ○ 教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示 .....	教 職 員 課	2頁

### 規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年八月八日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

#### 三重県教育委員会規則第七号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十六年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（免許法施行規則附則第三十五項による場合）</p> <p>第四条 免許法施行規則附則第三十五項の規定により高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を合せて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(申請書類の省略)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県教育委員会が免許法第五条の規定により授与した普通免許状（教育職員検定に合格した者に授与したものを除く。）のうち失効した普通免許状（免許法第十条第一項各号及び第十一条第四項により失効したものを除く。）について再授与の申請をする場合は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる書類を省略することができる。</p> <p>一 卒業（修了）証書の写又は卒業（修了）証明書</p> <p>二 実務に関する証明書</p> <p>三 学力に関する証明書</p> <p>四 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）第四条第一項に規定する介護等の体験に関する証明書</p>	<p>（免許法施行規則附則第三十八項による場合）</p> <p>第四条 免許法施行規則附則第三十八項の規定により高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を合せて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(申請書類の省略)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(特別免許状の授与等)  
第二十八条 免許法第五条第四項の規定により、特別  
免許状の授与に際しては、三重県特別免許状授与審  
査委員(以下「審査委員」という。)の意見を聴か  
なければならない。  
2 (略)

(特別免許状の授与等)  
第二十八条 免許法第五条第五項の規定により、特別  
免許状の授与に際しては、三重県特別免許状授与審  
査委員(以下「審査委員」という。)の意見を聴か  
なければならない。  
2 (略)

別表第一中  
「  
二の条六十第  
」  
を  
「  
条六十第  
」  
に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

訓 示

教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示を次のように定めます。  
令和四年八月八日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会告示第二十号

教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示

教育職員免許状に関する単位修得方法細則(平成十一年三重県教育委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

- 一 免許状取得一覧の2 一種免許状の授与を受けるときの表の高等学校教諭の項中「免許法施行規則附則第三十八項及び第三十九項」を「免許法施行規則附則第三十五項及び第三十六項」に改める。
- 二 単位修得一覧中「免許法施行規則附則第三十八項及び第三十九項の規定の適用を受ける場合」を「免許法施行規則附則第三十五項及び第三十六項の規定の適用を受ける場合」に改める。

附 則  
この細則は、公布の日から施行する。